

氷見市医療機関等物価高騰対策支援金 Q&A

NO.	Q.	A.
1	令和8年7月1日現在で休止中の施設は対象となりますか。	光熱費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。
2	近々開業予定ですが、支援金の対象になりますか。	令和8年7月1日時点で稼働している医療機関等が対象のため、対象外となります。
3	自由診療のみを行っている場合、交付を受けられますか。	対象外となります。
4	氷見市に所在する医療法人等が運営する施設は、全て対象ですか。	氷見市内に所在する施設のみが対象です。氷見市外に所在する施設は対象外となります。 法人の所在地が氷見市外であっても、施設が氷見市内に所在していれば、その施設は対象となります。
5	法人として市内に施設を複数開設している場合の申請方法はどのようなになりますか。	1施設につき1枚の申請書を提出してください。
6	出張専門の施術所、助産所は対象となりますか。	光熱費高騰の影響を受けていないと考えられるため、対象外となります。
7	介護医療院は対象となりますか。	対象外です。
8	令和8年4月2日以降に開設し、令和8年7月1日時点で稼働している施設の交付申請額はようになりますか。	月割りにより算定し、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てします。1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。 例) 令和8年5月1日に開設した薬局の場合 $37,000円 \times 11/12 \div 33,916円$ のため、交付申請額は33,000円となります。
9	同一施設であん摩・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所の両方がある場合は、重複して申請できますか。	同一施設の場合は一つの施術所とみなしますので、重複して申請することはできません。いずれか一方の施術所で1件の申請としてください。
10	病床数は、「令和8年7月1日時点の許可病床から、令和7年7月1日以降一度も入院患者を収容しなかった病床を除いた数」を記入することとなっていますが、令和8年7月2日以降に許可病床数が変更となった場合、どのように記入したらよいですか。	令和8年7月1日時点を基準に申請してください。 例) 令和8年7月1日 許可病床数 100床 令和8年8月1日 許可病床数 120床 令和7年7月1日以降一度も入院患者を収容しなかった病床数 10床 の場合、申請に係る病床数は $100 - 10 = 90$ 床となります。
11	提出書類で、振込先の通帳の写しなどがありますが、通帳がないネット銀行の場合は何を提出すればよいですか。	「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やインターネットバンキングの画面写真を提出してください。
12	同様の趣旨の給付金を他団体（国、県等）から受けた、又は今後受ける予定の場合、交付申請することはできますか。	他団体から同趣旨の給付金を受けた、又は今後受ける場合であっても、交付申請することができます。ただし、氷見市から支援金を受領した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかは、他の給付金の交付要綱等をご確認ください。
13	令和8年7月2日以降に施設（医療機関等）代表者が変更となっていますが、申請書の記入方法はようになりますか。	現在の代表者名をご記入ください。